平成２６年（フ）第１０４１号
大阪市西淀川区姫島５丁目３番24号　イースト姫島502号室
債務者　溝口　　恵
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１０３号
大阪市東淀川区東中島１丁目11番８―1008号
債務者　横川　博之
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１０４号
大阪府東大阪市岸田堂西１丁目２番７号　イースト・ユーアイ501号
債務者　扇谷　雅雄
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２２０号
大阪市城東区野江１丁目９番２―502号
債務者　荒木久美子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４５０号
大阪市東淀川区大道南１丁目６番５―404号
債務者　酒井　弘幸
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５０１号
大阪府吹田市山田北14番20号
債務者　熊本美都子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６６４号
大阪市淀川区東三国４丁目16番９号　片山義治方
債務者　藏正年こと　臧　　正年
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７４８号
大阪市旭区千林２丁目16番８―301号、前住所大阪府寝屋川市三井が丘５丁目７番109―204号
債務者　小寺アイ子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８０号
大阪市都島区大東町３丁目10番10―501号、前住所大阪府門真市元町４番11号
債務者　安藤　午郎
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４号
千葉県四街道市和良比258番地２　ロイヤル和良比103
債務者　佐藤　雄一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５８号
千葉県佐倉市江原台２丁目22番地４　ビラ青木Ａ―101
債務者　星　　里子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６３号
千葉県佐倉市西志津４丁目20番14号　205号室
債務者　池田　尚子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６４号
千葉県佐倉市大蛇町617番地13
債務者　鈴木　　剛
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４８号
茨城県土浦市神立東２丁目30番32号　綿引住宅Ｋ
債務者　海老澤郁二
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１８号
さいたま市見沼区大字東宮下799番地
債務者　力丸　峰雄
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
埼玉県川口市芝西１丁目13番17号　いなり荘101号
債務者　芹澤むつみ
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―13―107
債務者　本多　英明
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係